

事務事業名		障害者相談員事業						事業区分		担当	
								新規/継続	継続	事務事業No.	020402000489
政策体系上の位置付け								単独/補助	単独	所属課	040101
政策 体系	総合計画の施策名		0204 障がい者福祉の充実					主要事業	対象外		社会福祉課
	政策名		02 安心と安らぎのある健康福祉社会づくり					市長マニフェスト	対象外		
	施策名		04 障がい者福祉の充実					未来PJ事業	対象外	グループ	障がい者支援G
	基本事業名		02 相談体制の強化					合併建設計画事業	対象外		
財務会計上の位置付け								事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し（ 年度～）			
	01	03	01	03	01	00	障害者福祉事業	↳ 期間限定の場合、総投入量を（３）投入量の右側に記入			
法令根拠	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 桜川市障害者相談員設置要綱										



事務事業名	障害者相談員事業	事務事業No.	20402000489	所属課	社会福祉課
-------	----------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握（その2）

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	
県から委嘱されて活動していた障害者相談員ですが、平成23年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の一部が改正され、障害者相談員の委嘱事務が市町村に移譲されることにより、平成24年4月1日から市の事業となる。	
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？	
特になし	
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容	
改革改善を行う	・障害者相談員制度を知っていただき、気軽に相談できる体制づくりが必要である。・広報紙等により、制度の周知を図る。

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
目的 妥当性	①政策体系との整合性 （この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）
	結びついている 第1次総合計画の政策である「障がい者福祉の充実」に結びついている。
	②公共関与の妥当性 （なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）
	妥当である 障がい者の自立支援のため、支援の体制づくりが必要である。対象者は障がい者を含む一般市民であり、公費投入は妥当である。
有効性	③成果の向上余地 （成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）
	向上余地がある 障害者相談員が受ける相談件数が少ない状況にあるので、制度の周知が必要である。
	④廃止・休止の成果への影響 （事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）
	影響有 障がいのある人の地域生活の円滑化及び社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的に設置されているものであり、廃止、休止することは障がいのある人の自立及び社会参加に影響があると思われる。
効率性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 （類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合）⇒ 具体的な手段、事務事業名
	余地がない 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく事業ある。
	⑥事業費・人件費の削減余地 （成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）
	削減余地がない 事業費は相談員報酬のみであり、削減余地はない。人件費についても、研修の同行等の時間もおり、削減は困難である。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 （事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）
	公正・公平である 対象者は支援を必要とする一般市民（障がい者及びその家族）であり、誰もが事業の対象者になることが考えられることから、事業内容が一部に偏っているとはいえない。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）													
①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり		⇒ 障害者相談員が受ける相談件数が少ない状況にあるので、制度の周知が必要である。													
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 （終了・廃止・休止の場合は記入不要）													
☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 改革改善を行う ☐ 現状維持 ☐ 廃止 ☐ 休止		（複数回答可） ☐ 目的の再設定 ☐ 効率性の改善 ☒ 有効性の改善 ☐ 公平性の改善 ☐ 統廃合ができる ☐ 連携ができる													
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		成果 <table><tr><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		向上		○		維持			×	低下		×	×
向上		○													
維持			×												
低下		×	×												
広報紙等により障害者相談員制度の周知を図る。		(6) 事務事業優先度評価結果													
		成果優先度評価結果 ①													
		コスト削減優先度評価結果 ⑨													

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 （課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 B A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄